

日本生体磁気学会奨励論文賞 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、毎年、我が国における生体磁気に関する研究水準の向上に著しい貢献をした研究論文の中から、研究歴の比較的浅い研究者が発表した優秀な論文を選考して表彰することにより、研究者の研究意欲の向上を図り、もって日本生体磁気学会（以下「本学会」という）における創造的研究を推進することを目的とする。

(賞の名称)

第2条 前条の目的を達成するため、本学会において「日本生体磁気学会奨励論文賞」（以下「本賞」という）を設ける。

(対象論文)

第3条 本賞の対象となる論文は、募集を行う年度（以下「募集年度」という）の前年度の1月より募集年度の12月(1月1日から12月31日まで)において、国際的に評価の定まっている欧文による学術誌に発表された論文とする。

(応募資格)

第4条 次条に定める応募方法により本賞に応募できる資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

1. 論文の筆頭著者であり、応募時（*応募締切日）において、本学会の正会員もしくは学生会員であること。
2. 募集年度の年会費を納めているもの。
3. 募集年度の4月1日において、研究開始後15年未満の者。
4. 過去に本賞を受賞した者でないこと。
5. 受賞後、2年以内に第8条に定める講演発表を行うことができること。

(応募方法)

第5条 本賞に応募する者は、別に定める応募申請書に必要事項を記入し、論文別刷を添付して、別に定める応募期間内に学会事務局に提出するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、次のとおりとする。

日本生体磁気学会奨励論文賞 2名以内

受賞者に対し、賞状及び副賞を授与する。

副賞は、5万円とする。

(選考方法)

第7条 受賞者を選考するため、理事会の下に、日本生体磁気学会奨励論文賞選考委員会(以下「選考委員会」という)を置く。

1. 選考委員会は、次の者からなる選考委員で構成する。
 - (1) 理事会において指名する選考委員長
 - (2) 選考委員長の指名する工学系委員2名
 - (3) 選考委員長の指名する医学系委員2名
2. 前項(2)(3)の委員は、理事会の承認を得る。
3. 選考委員会は、別に定める審査基準をもとに受賞者2名以内を選考する。
4. 前項の選考結果は、選考委員長が理事長に報告する。
5. 理事長は、第4項の選考結果を受賞者に通達するとともに、学会ホームページなどにより発表する。

(講演発表)

第8条 受賞者は、日本生体磁気学会の主催する学術大会において講演発表を行うものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月5日より施行する